

国地契第51号
国官技第251号
国営整第141号
平成20年1月18日

各地方整備局総務部長
各地方整備局企画部長 あて
各地方整備局営繕部長

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部整備課長

簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式に基づく
建設コンサルタント等の選定手続における手続開始の公示に係る取扱いについて

簡易公募型プロポーザル方式及び簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続においては、「簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号。以下「簡易公募型プロポーザル通達」という。）記4（1）又は「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）記4（1）に基づき、日刊業界紙に手続開始の公示を行うこととされているところであるが、最近におけるインターネットの普及によりホームページ（入札情報サービス（i-PPI））へのアクセス環境が大幅に改善されたため、今般、下記のとおり両通達を改正し、平成20年1月24日以降に手続開始の公示を行う業務から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 簡易公募型プロポーザル通達について

記2（1）中「地方建設局長又は事務所長（以下「地方建設局長等」という。）」を「地方整備局長又は事務所長（以下「地方整備局長等」という。）」

に改める。

記3本文及び(5)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記4(1)本文中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、「日刊業界紙に」を「掲示及びホームページへの掲載により」に、⑪中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、(3)を削り、(4)中「別添」を「別添1」に改め、(4)を(3)とし、記4に次の4項を加える。

(4) 地方整備局長等は、当分の間、(1)の公示に併せて、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする。

- ① 業務名、業務内容及び履行期限
- ② 担当部局
- ③ 説明書の交付期間、場所及び方法
- ④ 参加表明書の受領期限

(5) (4)の参考掲載を行うときは、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 業務名
- ② 参加表明書の受領期限
- ③ 説明書を入手するための照会窓口

(6) (4)の日刊業界紙は、次に掲げるもののうち、当該地方整備局管内において発行されているすべてのものとする。

- ① 日刊建設工業新聞
- ② 建設通信新聞
- ③ 日刊建設産業新聞

(7) (4)の参考掲載は、別添2の標準掲載例によるものとする。

記5(2)⑤中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記6(1)及び(2)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記7(1)、(2)、(3)及び(6)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

別添の前文中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添の2(1)②中「地方建設局」を「地方整備局」に、③中「地方建設局長」を「地方整備局長」に、(2)中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

別添の5(1)中「地方建設局」を「地方整備局」に、(2)中「〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇建設弘済会 電話 0000-00-0000 交付に当たっては、0,000円を徴収する。」を「電子入札システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は、(1)に掲げる担当部局に照会すること。」に改める。

別添の6(2)中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添の7(4)中「Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction, 1-3-1 Otemachi Chiyoda-ku, Tokyo 100」を「Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-9724」に改める。

別添を別添1とし、別添2として次のように加える。

【別シートの別添2(プロポ)： 手続開始に関する参考掲載の標準例】

2. 簡易公募型競争通達について

記2(1)中「地方建設局長又は事務所長(以下「地方建設局長等」という。)」を「地方整備局長又は事務所長(以下「地方整備局長等」という。)」に改める。

記3本文及び(5)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記4(1)本文中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、「日刊業界紙に」を「掲示及びホームページへの掲載により」に、⑭中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とし、記4に次の4項を加える。

(4) 地方整備局長等は、当分の間、(1)の公示に併せて、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする。

- ① 業務名、業務内容及び履行期限
- ② 担当部局
- ③ 入札説明書の交付期間、場所及び方法
- ④ 参加表明書の受領期限

(5) (4)の参考掲載を行うときは、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 業務名
- ② 参加表明書の受領期限
- ③ 入札説明書を入手するための照会窓口

(6) (4)の日刊業界紙は、次に掲げるもののうち、当該地方整備局管内において発行されているすべてのものとする。

- ① 日刊建設工業新聞
- ② 建設通信新聞
- ③ 日刊建設産業新聞

(7) (4)の参考掲載は、別添2の標準掲載例によるものとする。

記5(2)⑤中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、(4)中「別添2」を「別添3」に改める。

記6(1)及び(2)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記7(1)、(2)、(3)及び(6)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に改める。

記12(2)中「地方建設局長等」を「地方整備局長等」に、(3)中「別添2」を「別添3」に改める。

別添1の前文中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

別添1の2(1)②及び(2)中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添1の3(1)中「〒000」を「〒000-0000」に、「地方建設局」を「地方整備局」に、(2)中「〒000 ○○県○○市○○町○-○-○ ○○建設弘済会 電話0000-00-0000 交付に当たっては、0,000円を徴収する。」を「電子入札システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は、(1)に掲げる担当部局に照会すること。」に、(5)中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添1の4(2)②中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添1の5(1)中「Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction」を「Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism」に、(5)中「Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction, 1-3-1 Otemachi Chiyoda-ku, Tokyo 100」

を「Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-972 4」に改める。

別添2の前文中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の2. 中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

別添2の4. (1) ②及び(2) 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の5. 中「〒〇〇〇」を「〒〇〇〇-〇〇〇〇」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の6. (5) ⑤中「〒〇〇〇」を「〒〇〇〇-〇〇〇〇」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の8. (2) ②中「〒〇〇〇」を「〒〇〇〇-〇〇〇〇」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の9. (2) 中「〒〇〇〇」を「〒〇〇〇-〇〇〇〇」に、「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の11. (2) 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の13. 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2の21. (2) 中「地方建設局」を「地方整備局」に改める。

別添2を別添3とし、別添2として次のように加える。

【別シートの別添2（競争）：手続開始に関する参考掲載の標準例】

別記様式1中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改める。

3. 「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」について

「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」（平成12年7月26日付け建設省厚契発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号）記4（1）中「できるものとする。」を「できるものとする。また、日刊業界紙に参考掲載する英語記載は省略できるものとする。」に改める。

別添 2 手続開始に関する参考掲載の標準例

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について (参考)

平成〇年〇月〇日

1 業務概要

- (1) 業務名 ○○○○業務
- (2) 業務内容 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
【簡潔に内容を記載すること。】
- (3) 履行期限 平成〇年〇月〇日 (〇)

2 入札手続等

- (1) 担当部局 ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話 0000-00-0000
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
電子入札システムにより交付する。
なお、これにより難しい場合は、(1) に掲げる担当部局に照会すること。
- (3) 参加表明書の受領期限
平成〇年〇月〇日 (〇) 00 時 00 分

3 Summary

- (1) Subject matter of the contract:.....
- (2) Time-limit to express interests:5:00 P.M. 1 February 2008
- (3) Contact point for tender documentation:0000 0000 Division,Kanto Regional Development Bureau,Ministry of Land,Infrastructure,Transport and Tourism,2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-9724 TEL 00-0000-0000

(注) 公示文の全文は、○○に掲示するとともに、<http://www.~>に掲載している。

The full text is put up on ** and is placed in the website "<http://www.~>".

○簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について（抄）
 （平成8年9月26日付け建設省厚契発第38号、建設省技調発第169号、建設省営建発第92号）

改 正	現 行
<p>1 （略）</p> <p>2 参加表明書の提出 (1) <u>地方整備局長</u>又は事務所長（以下「<u>地方整備局長等</u>」という。）は、技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。 (2) （略）</p> <p>3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて<u>地方整備局長等</u>が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1)～(4) （略） (5) その他<u>地方整備局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>4 手続開始の公示 (1) <u>地方整備局長等</u>は、参加表明書の提出を求める場合には、<u>掲示及びホームページへの掲載により</u>次に掲げる事項を公示するものとする。 ①～⑩ （略） ⑪ その他<u>地方整備局長等</u>が必要と認める事項 (2) （略）</p> <p><u>(3) (1)の公示は、別添1の手続開始の標準公示例によるものとする。</u> <u>(4) 地方整備局長等は、当分の間、(1)の公示に併せて、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする。</u> ① <u>業務名、業務内容及び履行期限</u> ② <u>担当部局</u> ③ <u>説明書の交付期間、場所及び方法</u> ④ <u>参加表明書の受領期限</u> <u>(5) (4)の参考掲載を行うときは、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。</u> ① <u>業務名</u> ② <u>参加表明書の受領期限</u> ③ <u>説明書を入手するための照会窓口</u></p>	<p>1 （略）</p> <p>2 参加表明書の提出 (1) <u>地方建設局長</u>又は事務所長（以下「<u>地方建設局長等</u>」という。）は、技術提案書の提出者を選定するため、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。 (2) （略）</p> <p>3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて<u>地方建設局長等</u>が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1)～(4) （略） (5) その他<u>地方建設局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>4 手続開始の公示 (1) <u>地方建設局長等</u>は、参加表明書の提出を求める場合には、<u>日刊業界紙に</u>次に掲げる事項を公示するものとする。 ①～⑩ （略） ⑪ その他<u>地方建設局長等</u>が必要と認める事項 (2) （略） (3) （略） <u>(4) (1)の公示は、別添の手続開始の標準公示例によるものとする。</u></p>

(6) (4) の日刊業界紙は、次に掲げるもののうち、当該地方整備局管内において発行されているすべてのものとする。

- ① 日刊建設工業新聞
- ② 建設通信新聞
- ③ 日刊建設産業新聞

(7) (4) の参考掲載は、別添 2 の標準掲載例によるものとする。

5 説明書の交付

- (1) (略)
- (2) 説明書には、4 (1) (4 (1) ⑤を除く。) に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ①～④ (略)
 - ⑤ その他地方整備局長等が必要と認める事項
- (3)、(4) (略)

6 技術提案書の提出者の選定

- (1) 地方整備局長等は、4 (1) の手続開始の公示及び5 (1) の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5社程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。
- (2) 地方整備局長等は、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、特定手続通達記6 (1) の建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を活用するものとする。
- (3) (略)

7 非選定理由の説明

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかったものに対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、地方整備局長等に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

5 説明書の交付

- (1) (略)
- (2) 説明書には、4 (1) (4 (1) ⑤を除く。) に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ①～④ (略)
 - ⑤ その他地方建設局長等が必要と認める事項
- (3)、(4) (略)

6 技術提案書の提出者の選定

- (1) 地方建設局長等は、4 (1) の手続開始の公示及び5 (1) の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5社程度選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。
- (2) 地方建設局長等は、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、特定手続通達記6 (1) の建設コンサルタント選定委員会（以下「選定委員会」という。）を活用するものとする。
- (3) (略)

7 非選定理由の説明

- (1) 地方建設局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかったものに対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、地方建設局長等に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

(3) 地方整備局長等は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

(4)、(5) (略)

(6) 地方整備局長等は、(3)の回答内容を選定委員会に報告するものとする。

8、9 (略)

別添1 手続開始の標準公示例

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成〇〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局〇〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

〇第N号

1 (略)

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

① (略)

② 〇〇地方整備局における〇〇業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

③ 〇〇地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成〇年〇月〇日付け〇〇地方整備局長)に示すところにより〇〇地方整備局長から〇〇〇〇基本設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

3、4 (略)

(3) 地方建設局長等は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

(4)、(5) (略)

(6) 地方建設局長等は、(3)の回答内容を選定委員会に報告するものとする。

8、9 (略)

別添 手続開始の標準公示例

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成〇〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方建設局〇〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

〇第N号

1 (略)

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

① (略)

② 〇〇地方建設局における〇〇業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

③ 〇〇地方建設局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成〇年〇月〇日付け〇〇地方建設局長)に示すところにより〇〇地方建設局長から〇〇〇〇基本設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けているものであること。

3、4 (略)

5 手続等

(1) 担当部局

〒000-0000 ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方整備局総務部
契約課○○係

電話 0000-00-0000 ファクシミリ 0000-00-0000

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

電子入札システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、(1)に掲げる担当部局に照会すること。

(3)、(4) (略)

6 その他

(1) (略)

(2) 契約保証金

契約保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 ○○○)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁○○地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」

(注) (略)

(3)～(7) (略)

7 Summary

(1)～(3) (略)

(4) Contact point for documentation relating to the proposal:0000 0000 Division Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-9724

TEL 00- 0000- 0000

(別添2) 手続開始に関する参考掲載の標準例

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始について(参考)

平成○年○月○日

5 手続等

(1) 担当部局

〒000-0000 ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方建設局総務部
契約課○○係

電話 0000-00-0000 ファクシミリ 0000-00-0000

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで 〒000-0000 ○○県○

○市○○町○-○-○ ○○建設弘済会 電話 0000-00-0000 交付に当たっては、0,000円を徴収する。

(3)、(4) (略)

6 その他

(1) (略)

(2) 契約保証金

契約保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 ○○○)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁○○地方建設局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」

(注) (略)

(3)～(7) (略)

7 Summary

(1)～(3) (略)

(4) Contact point for documentation relating to the proposal:0000 0000 Division Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction, 1-3-1 Otemachi Chiyoda-ku, Tokyo 100

TEL 00- 0000- 0000

1 業務概要

(1) 業務名 ○○○○基本設計業務

(2) 業務内容 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

【簡潔に内容を記載すること。】

(3) 履行期限 平成○年○月○日 (○)

2 手続等

(1) 担当部局 ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話 0000-00-0000

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

電子入札システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、(1)に掲げる担当部局に照会するこ

と。

(3) 参加表明書の受領期限

平成○年○月○日 (○) 00時00分

3 Summary

(1) Subject matter of the contract:.....

(2) Time-limit to express interests:5:00 P.M.1 February 2008

(3) Contact point for documentation relating to the proposal:0000 0000 Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-9724 TEL 00-0000-0000

(注) 公示文の全文は、○○に掲示するとともに、http://www.～.に掲載している。

The full text is put up on ** and is placed in the website "http://www.～."

○簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について（抄）
 （平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号）

改 正	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 参加表明書の提出 (1) <u>地方整備局長</u>又は事務所長（以下「<u>地方整備局長等</u>」という。）は、1に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。 (2) (略)</p> <p>3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて<u>地方整備局長等</u>が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1)～(4) (略) (5) その他<u>地方整備局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>4 手続開始の公示 (1) <u>地方整備局長等</u>は、参加表明書の提出を求める場合には、<u>掲示及びホームページへの掲載により</u>次に掲げる事項を公示するものとする。 ①～⑬ (略) ⑭ その他<u>地方整備局長等</u>が必要と認める事項 (2) (略) <u>(3) (略)</u> <u>(4) 地方整備局長等は、当分の間、(1)の公示に併せて、次に掲げる事項を日刊業界紙に参考掲載するものとする。</u> ① <u>業務名、業務内容及び履行期限</u> ② <u>担当部局</u> ③ <u>入札説明書の交付期間、場所及び方法</u> ④ <u>参加表明書の受領期限</u> <u>(5) (4)の参考掲載を行うときは、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。</u> ① <u>業務名</u> ② <u>参加表明書の受領期限</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 参加表明書の提出 (1) <u>地方建設局長</u>又は事務所長（以下「<u>地方建設局長等</u>」という。）は、1に掲げる対象業務を発注しようとする場合は、本手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求めるものとする。 (2) (略)</p> <p>3 参加表明書の内容 参加表明書には、当該業務の特性に応じて<u>地方建設局長等</u>が次に掲げる事項の中から選択したものを記載させるものとする。 (1)～(4) (略) (5) その他<u>地方建設局長等</u>が必要と認める事項</p> <p>4 手続開始の公示 (1) <u>地方建設局長等</u>は、参加表明書の提出を求める場合には、<u>日刊業界紙に</u>次に掲げる事項を公示するものとする。 ①～⑬ (略) ⑭ その他<u>地方建設局長等</u>が必要と認める事項 (2) (略) (3) (略) <u>(4) (略)</u></p>

- ③ 入札説明書を入手するための照会窓口
(6) (4) の日刊業界紙は、次に掲げるもののうち、当該地方整備局管内において発行されているすべてのものとする。
- ① 日刊建設工業新聞
 - ② 建設通信新聞
 - ③ 日刊建設産業新聞
- (7) (4) の参考掲載は、別添 2 の標準掲載例によるものとする。

5 入札説明書の交付

- (1) (略)
- (2) 説明書には、4 (1) (4 (1) ④を除く。) に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ①～④ (略)
 - ⑤ その他地方整備局長等が必要と認める事項
- (3) (略)
- (4) 入札説明書は、別添 3 の標準入札説明書例により作成するものとし、別冊として、手続開始の公示の写し、契約書案、入札心得、図面（必要な場合のみ。）、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

6 入札参加者の選定

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書の審査を行い、審査の結果を踏まえ、選定要領第 15 の指名基準に基づき、参加表明書を提出した者の中から当該業務の競争入札に参加する者を入札・契約手続運営委員会の議を経て、指名するものとする。
- (2) 地方整備局長等は、(1) の参加表明書の審査を行うため、特定手続通達記 6 (1) の建設コンサルタント選定委員会を活用するものとする。

7 非指名理由の説明

- (1) 地方整備局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、地方整備局長等 に対して非指名理由についての説明を求められるものとする。
- (3) 地方整備局長等は、非指名理由についての説明を求められたときは、

5 入札説明書の交付

- (1) (略)
- (2) 説明書には、4 (1) (4 (1) ④を除く。) に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ①～④ (略)
 - ⑤ その他地方建設局長等が必要と認める事項
- (3) (略)
- (4) 入札説明書は、別添 2 の標準入札説明書例により作成するものとし、別冊として、手続開始の公示の写し、契約書案、入札心得、図面（必要な場合のみ。）、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

6 入札参加者の選定

- (1) 地方建設局長等は、参加表明書の審査を行い、審査の結果を踏まえ、選定要領第 15 の指名基準に基づき、参加表明書を提出した者の中から当該業務の競争入札に参加する者を入札・契約手続運営委員会の議を経て、指名するものとする。
- (2) 地方建設局長等は、(1) の参加表明書の審査を行うため、特定手続通達記 6 (1) の建設コンサルタント選定委員会を活用するものとする。

7 非指名理由の説明

- (1) 地方建設局長等は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、地方建設局長等 に対して非指名理由についての説明を求められるものとする。
- (3) 地方建設局長等は、非指名理由についての説明を求められたときは、

説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

(4)、(5) (略)

(6) 地方整備局長等は、(3)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。

8～11 (略)

12 その他

(1) (略)

(2) 地方整備局長等は、落札者が参加表明書に記載した配置予定の技術者が対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(3) 4の手続開始の公示及び入札説明書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、それぞれ別添1の手続開始の標準公示例及び別添3の標準入札説明書例によるものとする。

(別添1) 手続開始の標準公示例

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成○年○月○日

支出負担行為担当官

○○地方整備局長 ○○ ○○

1 (略)

2 指名されるために必要な条件

(1) 入札参加者に要求される資格

① (略)

② ○○地方整備局における○○業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

○○地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

(4)、(5) (略)

(6) 地方建設局長等は、(3)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。

8～11 (略)

12 その他

(1) (略)

(2) 地方建設局長等は、落札者が参加表明書に記載した配置予定の技術者が対象業務に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

(3) 4の手続開始の公示及び入札説明書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、それぞれ別添1の手続開始の標準公示例及び別添2の標準入札説明書例によるものとする。

(別添1) 手続開始の標準公示例

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成○年○月○日

支出負担行為担当官

○○地方建設局長 ○○ ○○

1 (略)

2 指名されるために必要な条件

(1) 入札参加者に要求される資格

① (略)

② ○○地方建設局における○○業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

○○地方建設局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒000-0000 ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方整備局総務部
契約課○○係 電話 0000-00-0000

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

電子入札システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は、

(1)に掲げる担当部局に照会すること。

(3)、(4) (略)

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

平成○年○月○日00時00分 ○○地方整備局○○○ 持参すること。

4 その他

(1) (略)

(2) 入札保証金及び契約保証金

① (略)

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 ○○○)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 ○○地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。」「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」[契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。また、「」を付した部分は、土木設計業務等(「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号)に規定する「土木設計業務等」をいう。)の手續開始の標準公示及び標準入札公示を行う場合に、下線を付した部分に代えて規定する文言である。]

(3) ~ (8) (略)

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :000
0 0000 Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrast
ructure, Transport and Tourism

(2) ~ (4) (略)

(5) Contact point for tender documentation:0000 0000 Division, Kanto

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒000 ○○県○○市○○町○-○-○ ○○地方建設局総務部契約
課○○係 電話 0000-00-0000

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで 〒000 ○○県○○市

○○町○-○-○ ○○建設弘済会 電話0000-00-0000 交付に当た

っては、0,000円を徴収する。

(3)、(4) (略)

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

平成○年○月○日00時00分 ○○地方建設局○○○ 持参すること。

4 その他

(1) (略)

(2) 入札保証金及び契約保証金

① (略)

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 ○○○)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 ○○○)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 ○○地方建設局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。」「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」[契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。また、「」を付した部分は、土木設計業務等(「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号)に規定する「土木設計業務等」をいう。)の手續開始の標準公示及び標準入札公示を行う場合に、下線を付した部分に代えて規定する文言である。]

(3) ~ (8) (略)

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :000
0 0000 Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Constructio
n

(2) ~ (4) (略)

(5) Contact point for tender documentation:0000 0000 Division, Kanto

Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-9724 TEL 00-0000-0000

(別添2) 手続開始に関する参考掲載の標準例

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について (参考)

平成〇年〇月〇日

1 業務概要

(1) 業務名 ○○○○業務

(2) 業務内容 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

【簡潔に内容を記載すること。】

(3) 履行期限 平成〇年〇月〇日 (〇)

2 入札手続等

(1) 担当部局 ○○地方整備局総務部契約課○○係 電話 0000-00-0000

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

電子入札システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、(1)に掲げる担当部局に照会すること。

(3) 参加表明書の受領期限

平成〇年〇月〇日 (〇) 00時00分

3 Summary

(1) Subject matter of the contract:.....

(2) Time-limit to express interests:5:00 P.M.1 February 2008

(3) Contact point for tender documentation:0000 0000 Division, Kanto

Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330-9724 TEL 00-0000-0000

(注) 公示文の全文は、○○に掲示するとともに、http://www.~. に掲載している。

The full text is put up on ** and is placed in the website "http://www.~."

(別添3) 標準入札説明書例

入札説明書

Regional Construction Bureau Ministry of Construction, 1-3-1 Otemachi Chiyoda-ku, Tokyo 100 TEL 00-0000-0000

(別添2) 標準入札説明書例

入札説明書

〇〇地方整備局の〇〇〇〇業務に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. （略）

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

3. （略）

4. 指名されるために必要な条件

(1) 入札参加者に要求される資格

① （略）

② 〇〇地方整備局における〇〇業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

〇〇地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

5. 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇地方整備局
総務部契約課〇〇係 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

6. 参加表明書の提出等

(1)～(4) （略）

(5) その他

①～④ （略）

⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先

(1)、(2)及び(5)に関して……………5. に同じ

(3)及び(4)に関して……………〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇
市〇〇町〇-〇-〇

〇〇地方整備局〇〇部〇〇課〇〇係
電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇地方建設局の〇〇〇〇業務に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. （略）

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇地方建設局長 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

3. （略）

4. 指名されるために必要な条件

(1) 入札参加者に要求される資格

① （略）

② 〇〇地方建設局における〇〇業務に係る指名競争参加資格の認定を受けていること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

〇〇地方建設局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、保有する技術職員の状況、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

5. 担当部局

〒〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 〇〇地方建設局総務部契約
課〇〇係 電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

6. 参加表明書の提出等

(1)～(4) （略）

(5) その他

①～④ （略）

⑤ 参加表明書に関する問い合わせ先

(1)、(2)及び(5)に関して……………5. に同じ

(3)及び(4)に関して……………〒〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇
-〇-〇

〇〇地方建設局〇〇部〇〇課〇〇係
電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

7. (略)

8. 入札説明書に対する質問

- (1) (略)
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① (略)
- ② 場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局〇〇〇

9. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) (略)
- (2) 場所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方整備局〇〇〇

10. (略)

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) (略)
- (2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 〇〇〇)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 〇〇〇)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 〇〇地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」[契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。また、「」を付した部分は、土木設計業務等(「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号)に規定する「土木設計業務等」をいう。)の手續開始の公示を行う場合に、下線を付した部分に代えて規定する文言である。]

12. (略)

13. 入札の無効

手續開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札

7. (略)

8. 入札説明書に対する質問

- (1) (略)
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① (略)
- ② 場所：〒〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方建設局〇〇〇

9. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) (略)
- (2) 場所：〒〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇地方建設局〇〇〇

10. (略)

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) (略)
- (2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 〇〇〇)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 〇〇〇)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 〇〇地方建設局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
「また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。」[契約保証金を免除する場合は、その旨記載する。また、「」を付した部分は、土木設計業務等(「土木設計業務等委託契約書の運用基準について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第28号)に規定する「土木設計業務等」をいう。)の手續開始の公示を行う場合に、下線を付した部分に代えて規定する文言である。]

12. (略)

13. 入札の無効

手續開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇地方建設局競争契約入札心得において示した条件等入札

に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時に於いて指名停止を受けているものその他の開札の時に於いて4.に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

14. ～20. (略)

21. その他

(1) (略)

(2) 入札参加者は、別冊〇〇地方建設局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇地方建設局競争契約入札心得を遵守すること。

(3)、(4) (略)

(別記様式1)

(用紙A4)

参加表明書

平成 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿

氏名
商号又は名称
代表者氏名

平成〇年〇月〇日付けで手続開始の公示のありました〇〇〇〇業務に係る指名競争に参加を希望します。なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当するものでないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(注) (略)

に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時に於いて指名停止を受けているものその他の開札の時に於いて4.に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

14. ～20. (略)

21. その他

(1) (略)

(2) 入札参加者は、別冊〇〇地方建設局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇地方建設局競争契約入札心得を遵守すること。

(3)、(4) (略)

(別記様式1)

(用紙A4)

参加表明書

平成 年 月 日

〇〇地方建設局長 殿

氏名
商号又は名称
代表者氏名

平成〇年〇月〇日付けで手続開始の公示のありました〇〇〇〇業務に係る指名競争に参加を希望します。なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当するものでないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(注) (略)

○建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について（抄）

（平成12年7月26日付け建設省厚発第25号、建設省技調発第119号、建設省営建発第47号）

改 正	現 行
<p>1～3 （略）</p> <p>4 競争入札方式の改善</p> <p>（1）1件につき予定価格が5,000万円以上の競争入札方式による業務のうち、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」付属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスについては、簡易公募型競争入札に準じた手続により、参加希望者を公募し、建設コンサルタント等を選定するものとする。</p> <p>この場合、手続を簡素化するために参加表明書の受領期限を入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して5日程度まで短縮すること又は現場説明会を実施しないこと等により、手続に要する期間の短縮を図ることができるものとする。<u>また、日刊業界紙に参考掲載する英語記載は省略できるものとする。</u></p> <p>（2）、（3） （略）</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 競争入札方式の改善</p> <p>（1）1件につき予定価格が5,000万円以上の競争入札方式による業務のうち、平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」付属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスについては、簡易公募型競争入札に準じた手続により、参加希望者を公募し、建設コンサルタント等を選定するものとする。</p> <p>この場合、手続を簡素化するために参加表明書の受領期限を入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して5日程度まで短縮すること又は現場説明会を実施しないこと等により、手続に要する期間の短縮を図ることができるものとする。</p> <p>（2）、（3） （略）</p> <p>5～7 （略）</p>